

平成22年度第4回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：平成22年12月24日（金） 午後1時30分～午後4時10分

2 場所：千葉市教育委員会 教育委員会室

3 出席者：

(1) 委員

長澤成次委員（会長）、内山英昭委員（副会長）、尾形雅之委員、岡村健司委員、
中原秀登委員

(2) 事務局

（教育委員会事務局）

西田教育総務部長、宇留間生涯学習部長

（教育総務部総務課）

森島課長、南課長補佐、小柳総務係長、渡邊（賢）主任主事

（生涯学習部生涯学習振興課）

杉戸課長、村松担当課長補佐、薬師神振興係長、大久保主任主事

（生涯学習部社会体育課）

成毛課長、村杉課長補佐、齋木体育係長、布施主任主事

（都市局公園緑地部公園管理課）

高山課長、太田管理係長、田中主任主事

（市民局市民部市民総務課）

南雲総括主幹

（花見川区役所地域振興課）

小澤振興係長、大貫事務員

4 議題：

(1) 千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者の選定について

(2) 千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター及び千葉市体育施設
の指定管理予定候補者の選定について

(3) 答申案について

(4) その他

5 議事の概要：

(1) 千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者の選定について

千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者選定に係る各委員の事前審査の結果等について事務局から説明後、応募団体の提案内容の基礎審査において、いずれも失格とする事由はない旨を確認し、事務局に対する質疑応答、委員間での協議等を行った。その後、各委員が必要に応じて事前審査の評価を修正し、事務局において集計。シミズ・砂防コンソーシアムを第1順位、美津濃株式会社を第2順位、ウェルネス・テクノグループを第3順位の指定管理予定候補者として、それぞれ選定することを決定した。

(2) 千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター及び千葉市体育施設の指定管理予定候補者の選定について

千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター及び千葉市体育施設

の指定管理予定候補者選定に係る各委員の事前審査の結果等について事務局から説明後、応募団体の提案内容の基礎審査において、いずれも失格とする事由はない旨を確認し、事務局に対する質疑応答、委員間での協議等を行った。その後、各委員が必要に応じて事前審査の評価を修正し、事務局において集計。テルウェル東日本・スポーツクラブN A Sグループを第1順位、財団法人千葉市スポーツ振興財団を第2順位の指定管理予定候補者として、それぞれ選定することを決定した。

(3) 答申案について

答申書の案について事務局から説明があり、審議。答申書の確定方法については、事務局が作成した答申書の案に対して、各委員の意見を聴取した上で、会長の承認により確定するものとする旨を決定した。

(4) その他

今回の選定結果の反映及び来年度の業務に関するスケジュールについて事務局から説明があった。

6 発言等の要旨：

(1) 「4 議題」の「(1) 千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者の選定について」において、次のような審議等が行われた。

○会長 まず、選定基準における提案内容の基礎審査についてですが、ただいま説明がありましたように、事務局で確認したところ、いずれの団体についても失格とする事由はないということでしたが、その点について何かご意見等がありますでしょうか。

(各委員、意見なし)

○会長 それでは、本委員会としては、提案内容の基礎審査として、いずれの団体についても失格とする事由はないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員、異議なし)

○会長 それでは、本委員会としては提案内容の基礎審査として、いずれの団体についても失格とする事由はないということと決定いたします。

続きまして、評価についての審議に入る前に、先ほどの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はありますか。

○委員 応募団体から5年間の指定管理委託料の変更の申し出があったということですが、これは申請した後も変更できるものなのでしょうか。結論に影響が出る大切な問題ですので、申請があった段階で締め切ってしまい、それで評価するのか、それとも後でも変更できるのか、そこをお答えください。

○会長 一旦応募を締め切った後、事務局から質問をした結果、誤りであったということで応募団体から訂正があったものですが、いかがですか。

○事務局 現地説明会などで光熱水費に関しては、年額6,100万円と説明をしておりますので、いずれにしても、市としては6,100万円しか支出せず、施設管理上は特

に支障はないと捉えておりますが、評価については、総合的に選定評価委員会で判断していただくことになると思います。

管理運営の基準に、光熱水費については、市は毎年6,100万円までしか支払わないと明記しており、この団体はそれを読まずに約7千万円と提案し、毎年約1千万円ずつ超過した額で提案しております。修正前の提案では、5年間で約5千万円費用が超過する委託料を提案しているのですが、いずれにしても、光熱水費は約6,100万円までしか支払わないので、協定を締結する時点では、その分は差し引いて、光熱水費は6,100万円とした委託料で契約するわけです。したがって、質問に対する回答があつて初めて金額を下げたというよりも、もともと契約のときには委託料をその額にせざるを得ないというもので、教育委員会としては、委託料に修正があつたというようには考えておりません。

○委員 修正後と修正前の採点表があるのは、参考資料として、ということですね。

○委員 その考えは結構ですが、皆さんもご覧になって分かるように、この提案の配点は40点と結構大きいものですから、一つの修正で順位が変わってしまうというケースもあるのではないかと懸念があつたのです。

○会長 これからの評価の議論の中で、この問題をどのように考えていくか、それが一つの論点となると思います。

○委員 単年度の経費を比較すると、確かにウェルネスの光熱水費は約7千万円です。そして美津濃が6,100万円、シミズも6,100万円です。管理費をすべて足した額が、ウェルネスが1億2,500万円、美津濃が1億2,700万円、シミズが1億3千万円です。光熱水費に別の費用が入っているのだろうと読むのです。どの科目にどの費用を入れるか、整合性がとれないと、他のところの経費に漏れているものがないか、ということになります。事務局の説明で、単純には了解できないと正直思っています。これは、教育委員会としては指定した金額で合致しているかのみを確認して、それ以外の蓋然性などについては判断していないということでしょうか。1つ例を言いますと施設管理費なのですが、ウェルネスと他の団体とで桁が違います。一つの科目をとっても、この収支計画を一見して横の比較ができないので、光熱水費から年間1千万円減らすとなると、これを本当に信用していいのか、収支計画に限らず文章の中にもいろいろな間違いがたくさんあるわけですが、本当にこの提案書を作った団体の確実性については、正直疑問を抱かざるを得ないです。

○会長 それでは今の点も含めて、評価についての審議に入りたいと思います。まず、各委員から、前回と同様に、提案書を読んだ上での全体的な評価を伺い、その後、今回D評価はありませんが、保留とされている項目、そして、今の管理経費の低廉化の得点の取扱いも含めて議論していきたいと思います。

○委員 提案書を一通り読んでみまして、特に欠点がなければAと評価し、欠点が1つあるとBにして、というように全体的に見てまいりました。したがって、C評価もあるけれどA評価が多いのではないかと私自身思います。あまり間違いがないような提案だったのでAが多くなっています。

- 委員 今回、私は何度も評価を見直しました。各団体の提案を比較して、非常に迷いました。提案のどの部分を評価するかということになりますが、結果的に評価するとこのような状況になりました。最後の管理経費の縮減では、私は保留としましたが、事業体が変わればそれなりの事業をやっていくという意思の表れであることを尊重して、基本的には差がない、明らかな差はないと思いました。結果的には、最後の指定管理委託料の金額に誤りがあったというところで、逆転したということです。バックがしっかりしているとは思いますが、適正に5年間管理してくれるのかという疑問があります。審査方法は私たちが決めたことですが、これを採点表に当てはめて採点すると、このような結果になったということです。そのような点も、次回、何か対策を練るようにしないといけないと思います。
- 委員 今の委員の話と私も似ていると思います。前回は踏まえて、私も若干厳しめに評価をつけたつもりです。管理経費の縮減のところまでは、自分なりに考えた順位のとおりだと思っていたのですが、最後のところで逆転してしまいました。これも事前に決めたルールに従って評価しているので致し方ないのですが、前回はこのようなことがなかったので、今回改めて、私も首をかしげたところです。これは異議というわけではなくて、率直な感想です。
- 委員 私も最後の管理経費の低廉化で、自分のイメージしていたものと全く異なってしまいう結果になっています。それが、最初からそういう点数で出てきていれば、この評価というものが、このようなウェイトの置き方なのか、という考えもあるのですが、事後的にそれが修正され、事後的に修正されたのが明白なる間違いであるということで、それなら、最初の数字とは一体何だったのか、今の時点では、この結果に割り切れないものがあります。
- 委員 私は美津濃の提案書が非常によくできていて、うなずくところが多く、よく考えられているな、というのが第一印象でした。それで、シミズ・砂防コンソーシアムとウェルネス・テクノグループですが、私の全体の提案書の評価としては、細かな点はいくつかありますが、美津濃が1位、シミズが2位、ウェルネスが3位ということで考えていました。これは本質的な問題ではないと思うのですが、特にウェルネスは、誤字が見受けられ、本当にがんばって選定されたいのか、という疑問がありました。あとは他の委員の話のように、何かミスをして、それを修正したら点が上がるというのが、私としても納得のいかないところがあり、この点は、管理経費の縮減というところの評価に関わってくると思うのですが、これはまた、これから審議をして、前回と同様にいろいろな意見の中で、訂正するところは訂正するという形で進めていきたいと思います。
- 会長 それでは、細かなところで、この点はどうなのかということで、それぞれご意見をいただけたらと思います。
- 委員 ウェルネス・テクノグループに対する質問の3番目で、プールの安全対策についての質問がありますが、監視業務の人員配置が4人という回答で、これは、安全対策上問題はないのですか。プールは、よく事故がありますよね。視認して、目で見て事故を抑えるというのが基本ではないかと考えているのですが、事務局の説明では、人員の配

置は6人を予定しているが、4人という回答が出ているということで、これは、基準を満たしているのですか、いないのですか。

○事務局 基準というのは定めておりませんが、現指定管理者は6人体制、指定管理者の職員が3人、委託先の会社の社員が3人で、監視業務を行っております。

○委員 明確な基準はないけれども、不安があるということですか。

○事務局 不安と判断するだけの根拠には至らないと思います。どのような人員がどのように配置されて管理を行っていくかについては、例として、正規の職員が何人いればいいのか、アルバイトがたくさんいても適正な管理はできないという考えもありますので、そこは職員の質の部分にも繋がっております。したがって、何人が適正かについては、はっきりとは言えない、少ないよりは多い方がよいだろうという、単純な考え方もありますが、そこには職員の質というものがありますので、単純には比較できないと思います。

○委員 ウェルネスの人件費を見ると、随分低いです。これを見る限り、よい質の人員が入っているとは思えないです。必ずしも金額と比例しないとは思いますが、経験上はやはり関連するとは思いますが。人件費が安いと結果的に管理経費の縮減で点が上がる形になります。

○委員 前回も言いましたが、やらない、だから低い、というのがあって、しかし命にかかわる部分でこれをやられてしまうと、金額が低いからよい、ということは、大き過ぎるのではないかと思います。

○会長 利用者の命に関わってくる、非常に大きな問題だと思います。それらと関連しますので、保留について、改めてその理由についてお話しいただきたいと思います。

○委員 保留にした理由ですが、例として、シミズの収入見積りです。毎年3%の利用料収入増加を見込んでいるという、それにつきましては、事業体が変われば、自分たちもできるかもしれない、明らかに不合理というわけではないという心の整理に時間がかかったのが正直なところです。よくある事業計画を作ってくるようなイメージで、最初はできたけど何年間かしたら潰れてしまったということでは困るのです。もう一つは経費ですが、費目による差が大きいですね、事業体によって、平成23年度の人件費でいいますと、ウェルネスは1,900万円、美津濃は3,100万円、シミズは2,500万円とする一方で、ウェルネスは、管理費にパート・アルバイト給料として5,400万円を計上しています。また、ウェルネスは施設管理費については80万円と非常に少ないですが、美津濃は1億円を超えています。シミズも1億円を超えています。この差は何か、その単純な比較ができないので、相対的にこちらがおかしいとか、大きな漏れがないとか、そこを見ていたのですが、今の話のように、間違っていました、年間1千万円違いました、と一言言われて、そうですかと言えるか、それであまり差がなかったものが5,000万円変わってしまうのですよね。余計気持ちが悪くなったという気がします。ここに来るまでは明らかに間違いがあるのだろうと、光熱水費については、何らかの費目が含まれているのだろうと思い、それでB評価にしようかと思っていまし

たが、もう少し議論を進めてから考えたいと思いますけれども、少なくとも支出見込みは間違っていたので、C評価にしてもおかしくないと思います。委託料の金額で得点が大きく変わるので、皆さんの意見を聞きたくて保留としました。ここに来る段階では、私の中では、金額の修正によって順位が変わるということは想定していませんでした。

○会長 事業体によって、先ほどの光熱水費も含め、費目ごとの金額の差があまりにも大きいということですが、いかがでしょうか。

○事務局 施設管理費について、ウェルネス・テクノグループが89万6千円という理由なのですが、プール監視業務を、シミズ・砂防コンソーシアムと美津濃株式会社は外部委託としているところ、ウェルネス・テクノグループは、自ら行うという提案によるものが大きいと思われます。例として、シミズ・砂防コンソーシアムでは、プール監視業務を6,200万円と提案しており、ウェルネス・テクノグループは、その分は減りまして、その代わりに非常勤、パート給与費というところに、5,420万円計上しているということです。残りの差額につきましては、建物管理の関係の費用が設備機器管理費の方に計上されているということだと思われます。

○委員 差額は年間で1億円あるのですよね。そうすると、アルバイト料の5,400万円程度では、残り5千万円程の差が埋まらないのですよね。それは、設備機器管理費にかなり入っているということですか。

○事務局 この中の大部分が、シミズでは施設管理費の方に入っているということだと思います。

○委員 人件費については、ウェルネスは1,988万3千円、美津濃は3,150万円、シミズは2,500万円、ここはまさに人数の差ということでしょうか。

○事務局 シミズは、正社員等が3人、ウェルネス・テクノグループは4人、美津濃も4人、あとは費用の中身等で、多少差が出ているものと思います。

○委員 管理費の施設管理費やアルバイト給与費がありますが、今のウェルネスの費目の区分方法は大丈夫なのですか。常識的にこちらの費目にすべきというものが、別の費目に計上してしまったというところがあるかなと思うのですが。もう1つは、勘定科目の指定について、誤りなどはないのですか。

○事務局 明確な基準はありません。基本的には、現在の指定管理者のものを参考に、各応募団体が作っていると思いますが、ウェルネス・テクノグループだけは、違う尺度で作ったのだらうと思います。

○委員 ウェルネス以外は、売上も大体合っていて、ある程度は比較できるのですよね。明らかな誤りが何かという根拠がないからといって、これを単純に了解するとは言いづらいところです。

○事務局 収支の見積りの妥当性については、提案書第31号と第32号を見ていただき、

曖昧であるか、具体的であるかによっても評価していただきたいと思います。

- 委員 私は、数字を細かく見たわけではないのですが、ウェルネスの提案で、自分の資料で「？」マークをつけたのが、提案書の52ページ、収入見積りの妥当性で、実績、計画で、ずっと増えていっているのですよね。プールの利用は、ほぼ満員ということだったと認識していますが、なぜこのように増えていくという見積りを出しているのか、私はわからないのです。D評価にしてはいけないとも思い、ウェルネスのみC評価にして、他のところはA評価やB評価というように入れたのですが、この団体が出している計画が、本当に考えているのか、というのが伝わってこないのですよね。私も最後の点数を除けば、美津濃が上です。この項目は美津濃が0点ですからね。
- 事務局 今、D評価にしたらいけないという話がありましたが、D評価にしたら0点にはなるものの、直ちに失格というわけではありません。そのような点も踏まえ、D評価としていただくことは差し支えありません。
- 会長 これは前回までに決定したことの確認ですが、D評価が出た場合には、それが全体として、その団体が失格だと本委員会が判断すれば失格にしますが、D評価はDという評価である、つまり事業体としては失格とはしなくても、Dという評価ももちろん、4段階評価の一つとして点数をつけることになることを確認したいと思います。最終的には訂正するときには、D評価がある場合には、失格であるという判断をする場合としない場合があることをご理解の上、点数をつけていただきたいと思います。
- 事務局 利用人数については、プールとして、今の状況が最大限であるとは考えておりません。まだまだ改善の余地はあると思いますが、提案をする中で、自分達が利用人数を多く見積もるということは、市からの委託料を抑えることになる、つまり市から払うお金を減らすという効果があるということと、他の民間事業者のケースでも同様ですが、会社にとってみれば、前年よりも、多く利用者を入れようという意欲をもって管理運営するのと、前年と同じで構わないというレベルで考えるのか、その辺は会社のモチベーションの問題かもしれないので、少しでもより多く利用者を増やして、市からの委託料をある程度抑える、ということを提案しようという意欲の表れであるとも考えられます。ですから、一概に根拠のない利用計画とは判断できないのではないかと思います。
- 委員 プールの利用人数とその年度の夏の気温との関係は、相関関係が認められるのでしょうか。
- 事務局 今は、比較的高齢者の方が健康づくりに利用されるということで、通年プールのほうが、人気が高くなっており、こてはし温水プールも通年室内プールですので、今の状況としては、通年型の室内プールの利用人数は、夏は変動することがありますが、通常の各月の部分は前年度よりも上がってきているという状況はあります。
- 委員 提出後に、他のところがどこか間違っていたという報告などはありませんでしたか。
- 事務局 ありません。

- 委員 ウェルネスの資料6の経営規模等総括表ですが、例として自己資本額の準備金・積立金の金額、片仮名で「ク」と表示されているところですが、これが貸借対照表と繋がらなかったのも、これは間違いかと思っていました。また、ウェルネス・テクノグループの提案書の6ページに「三菱電機ビルサービス」とありますが、この会社はないです。それから、13ページには「三菱電機ビルサービス」、21ページには「三菱ビルサービス」とあります。ここは本当に大丈夫なのか、チェックをしていないのではと思ってしまいます。三菱が見ていないということと読めます。他にも本当に誤りはないのか、と思ってしまいます。
- 委員 会社の名称も正確ではないということですね。
- 委員 一緒に書類を出している会社ですよ、大変有名な会社です。
- 委員 先ほどの経営規模等総括表のことをもう一度教えていただけますか。
- 委員 間違っているのかもしれないですが、片仮名で「ク」がありますよね、これが「875, 981」になっているのですが、決算書を見ると数字が違うのです。貸借対照表というのが載っているのですが、経営規模等総括表と見比べると、資本金は3億円で合っているのですが、利益処分が8億7,500万ということで、これが単純には繋がらないのです。こういうところで、提案書では、安全性など、かなりのことを書いているので、管理体制をしっかりとしてもらわないといけないという気持ちがあるのです。
- 会長 我々選定評価委員会としては、失格という判断をするのか、あるいは、今の議論を踏まえて、どのような結果が出るかというのはあるかと思いますが、訂正した評価を入れていただくのか、いずれかの選択をしなければなりません。
- 委員 これが本当に、意図的ということなら完全に失格とすべきでしょうが、本当にケアレスミスなのか、しかもこれはプール事業という、命に関わる問題でもあるので、重要な箇所について、ケアレスミスで済むのか、疑問に思います。それこそ、事前の質問と回答があったのであれば、それを聞いて考え直すこともできたと思いますが、ここで初めて知ったことですからね。
- 委員 やはり事前に教えてほしいですね。評価に差がつくというわけではなくても、見方は変わりますよね。
- 事務局 評価の修正をした場合に、理論的には点数が逆転する可能性もあるので、一度修正していただき、改めて集計して、その結果をもとに再度議論していただくというのはいかがでしょうか。
- 会長 やはり本委員会として、失格とするという判断は難しいので、今の議論を踏まえ、私も修正したいので、これから修正の時間をとってよろしいでしょうか。

(各委員、異議なし)

○会長 では、今の審議を踏まえた上での修正した評価をつけていただいて、これを集計して、結果を見た上で再度議論するという形にしたいと思います。

○委員 安全性のところですが、本当に大丈夫なのか、事務局から意見をいただきたいです。

○会長 この間、いくつか事件が起きていますので、安全性という一番重要な問題について、本当に大丈夫なのかという委員からの質問なのですが、事務局から参考として、お答えいただけますか。

○事務局 プールの事故というのは命にも関わる事故で、ふじみ野市で事故がありました。こてはし温水プールにも同様の流水プールがあり、小さいですがウォータースライダーもありますので、そういった点から考えますと、やはり安全面にはかなり注意しないといけないと思います。国の指針でもかなり管理体制が厳しくなっておりますので、そのような面は特に注意しないといけないと思います。

○委員 水質検査があつて、レジオネラ属菌、トリハロメタンの検査を行うことは、ウェルネスは提案書の48ページに書いてありますが、シミズの提案書の51ページを見ると、水素イオン濃度や大腸菌については書いてありますが、トリハロメタンやレジオネラ属菌の記述が抜けています。

○事務局 学校のプールですと、学校保健安全基準で、トリハロメタンについては、必ず検査するように位置付けられています。営業プールも同様に、基本的には水質検査の中にトリハロメタンが位置付けられていることは確かです。今の指摘のとおり、シミズに入っていないことは、ある意味欠落しているものとはいえます。

○委員 ウェルネスは、A4で3枚以内という指示のところ3枚書いているのですが、シミズは1枚しか書いておらず、そんなに違うものかと思いました。ここは配点が15点ですからね。

○事務局 ウェルネスは、スポーツクラブを経営しており、プールもありますので、それでノウハウがあるのだと思います。

法定点検の部分がかなりありますし、保健所の立入検査も定期的に行われるため、ここでの不備というのは必ず指摘されますので、それほど不安要素とは考えられません。

(各委員、評価を修正後、事務局で集計)

○会長 それでは、本委員会における千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者の選定結果は集計結果のとおりとし、シミズ・砂防コンソーシアムを第1順位、美津濃株式会社を第2順位、ウェルネス・テクノグループを第3順位の指定管理予定候補者として、それぞれ選定することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

○事務局 第3順位のウェルネス・テクノグループについては、委員5人のうち過半数の

3人が1位の点数をつけておりますが、特に問題はないでしょうか。

○会長 総合点で順位を決めるということですから問題はないのではないのでしょうか。

(各委員、異議なし)

○会長 それでは、そのように決定したいと思います。

○委員 ウェルネス・テクノグループにはD評価がありますが、この取扱いはどのようになるのでしょうか。失格ではないということによろしいのでしょうか。

○事務局 Dをつけた上で失格とするかはさらに議論をしていただくこととなります。

○会長 私の意見としては、Dはつけていますが、失格とまではせずに、点数は生きるということによろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(各委員、異議なし)

○会長 それでは、そのように決定したいと思います。

(2) 「4 議題」の「(2) 千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター及び千葉市体育施設の指定管理予定候補者の選定について」において、次のような審議等が行われた。

○会長 まず、選定基準における提案内容の基礎審査についてですが、ただいま説明がありましたように、事務局で確認したところ、いずれの団体についても失格とする事由はないということでしたが、その点について何かご意見等がありますでしょうか。

(各委員、意見なし)

○会長 それでは、本委員会としては、提案内容の基礎審査として、いずれの団体についても失格とする事由はないこととしたいと思います、いかがでしょうか。

(各委員、異議なし)

○会長 それでは、本委員会としては提案内容の基礎審査として、いずれの団体についても失格とする事由はないということで決定いたします。

続きまして、評価についての審議に入る前に、先ほどの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はありますか。

(各委員、質問等なし)

○会長 それでは、評価についての審議に入りたいと思います。先ほどと同じように、ま

ずは委員の皆さんに全体的な評価、感想を伺ってから、保留がありますので、各項目の審議に入っていきたいと思います。

○委員 応募が2団体でしたが、両方、差はないと思いました。大体似ていたもので、この評価どおりだと思いました。

○委員 今の委員の話と同様で、甲乙つけがたいと思いました。ある項目について、一方の提案が少し優れていたら、もう一方が他の項目で挽回するという状況で、5点程度しか差がつかなかったのですが、最後の委託料の数字で決まってしまうのですね。それはそういう方針ですからしょうがないのですが、どちらに決まってもきちんと管理してくれるとは思いますが、それが非常に気になります。企業の業績悪化に対する保全と申しますか、親会社等から何らかのサポートレターを提出してもらえるかなど、そのような審査項目がないと、少々不安である、そういった懸念が少しありました。ただ提案の内容としては非常に拮抗していたと思いました。

○委員 こてはし温水プールに比べれば、こちらは順当だと思います。甲乙云々はありませんで、この点数でよろしいと思います。

○委員 保留としたのは誤りで、後ほど評価を入れます。私の場合、基本的に現在の指定管理者でもあるスポーツ振興財団を基準にして、それより落ちるか、同等か、優れているか、という評価の仕方をしました。

○委員 私は提案書を読んで、やはり財団は実績があるので、その実績に基づいた提案の具体性では、財団が優れていると思いました。テルウェルは、提案の中身は大変いいのですが、財団に比べるとやや具体性に欠けるというのが私の認識だったので、その判断に基づいて点数をつけました。

○会長 それでは、保留とされている項目は管理経費の縮減の評価にありますので、そのあたりの疑問を聞かせていただけますでしょうか。

○委員 明らかに疑念があったり、間違ったりしているものでなければB評価にしようと思っています。収支見積りについて保留したところで、テルウェルの提案書の72ページで、人件費で約6千万円を削減するとあり、その結果、この削減分がすべて委託料に反映されているわけではなくて、修繕費に積み上げることではありますが、個人別に算定根拠が出ていますので、無理な数字ではなく、そのとおりに実行すると思います。提案書の73ページを見ても、右側に約6千万円減らすという積算の説明がありまして、不可能な数字ではなく、そして修繕費が2,700万円増加しています。一方、財団は、提案書の72ページで、施設長の人件費が900万円程度、担当職員の人件費が700万円ということで、足していくと、相当の数字になります。しかも、嘱託員や正規職員できちんとした体制を作っていこうという意図のようですが、金額の差が非常に大きいので、経費に疑念を持っていたのですが、不可能ではないので、仕方ないと思いました。先ほど事務局から従業員の人数の話がありましたが、確かに人件費は高い方がいいのか

どうか、テルウェルの比較上低い人件費でやっていけるのか、どちらが正しい実態だろうかと悩みました。人にもよるのですが、テルウェルは業績の面は別として、人件費を相当抑えており、倒れたらどうするのかですよね。主に人件費で、どちらがいいのか悩みました。次に収入見積りの方ですが、テルウェルは、提案書の74ページで、利用料金が上がるので、1.67倍の収入増を見込んでいます。かたや、財団の提案書の75ページでは、45%の増収を目指すということで、ここで20%程度違うことになります。本当にそのとおりになるのかという疑問はあるのですが、テルウェルは、積極的な促進活動をして、27年度までにさらに3%収入増とあります。NASの実績も書いてありますが、ここで大きく差がついているのです。ここで悩んで保留にしています。疑問があると本当に評価できなくなってしまいます。

点数に直接は関係ないと思いますが、財団の提案書の27ページで、事業報告書の提出期限が書いてあり、毎年度4月末日までに提出となっていますが、正式には5月末日までに提出するとあり、これは要件として問題はないのですか。

○事務局 問題ありません。

○委員 財団の提案書の31ページに「外部会計監査」とありますが、これは本当に行うのでしょうか。

○事務局 提案なので、書いたものは実行していただくことになります。

○委員 これは、現在は行っているのですか。

○事務局 外部モニタリングは行っていません。市のモニタリングのみです。また、指定管理事業に対する外部会計監査は行っておりません。

○委員 テルウェルの提案書の5ページで、施設の利用条件というもので、年末年始や22時までと書いてあるのですが、自分達でこのようにしますと言えば、これは可能なのですか。

○事務局 可能です。条例上の利用時間を確保するという事は指示していますが、これを超える部分については提案となり、22時まで、1時間長く使っていただくというものです。

○委員 同じく6ページに、休場日の年末年始の開場を検討するとありますが、これもよろしいのですね。

○事務局 はい。そのような提案ということになります。

○委員 市からの質問にもあった「コンシェルジュ」とは何を行うのですか。

○事務局 基本的にはヘルプデスクという形で、管理職等の責任者が兼務するという事で、総合的に相談をお受けするというポジションの方を指導して作るという提案であると理解しております。

- 委員 今はそのような人はいないのですか。総合相談ができるようなポジションの方はいないのですか。
- 事務局 ポストをつけていないということで、誰かが行っているとは思いますが。基本的には、複数の施設に関連する相談があった場合には、スポーツ振興財団であれば本部がありますので、その管理職が適切に対応しているものだと思います。「コンシェルジュ」などの名前を付けていないだけだと思います。
- 委員 テルウェルの提案書の58ページに、ICタグを活用した備品管理システムというのがありますが、今はそのようなシステムはないのですか。
- 事務局 はい。管理台帳のみです。
- 委員 テルウェルに対する質問の3番目の回答にある運営の人数について、事務局の率直な意見として、今の提案で安全性等は大丈夫ですか。
- 事務局 回答では統括責任者や副統括責任者も現場業務にあたることとなっておりますが、基本的には、全施設を統括する役割があるので、現場を離れる時間が多くなることが考えられます。現在の指定管理者のスポーツ振興財団には別に本部があり、そちらが動いたり、企画をしたりできますので、その点がこの提案と違うところがあり、機動力については、少し懸念があります。
- 委員 逆に1人入れたらコストがどうなるのか、点数も変わるでしょうね。でも、安全には代えられませんよね。人数のところで、提案に気になるところはあるのです。テルウェルの提案書の19ページのところに人員配置計画の表があって、確かに、統括責任者が2人いて、契約社員も入れると35人です。ここは、現在とものすごく大きな差はないと思うのですが、今の話を聞きますと、統括責任者が時間を取られてしまってどうするのかという疑問はありますよね。安全性については、要望と言いますか、これで了承というわけではなく、さらに改善すべきということは言えるのでしょうか。
- 事務局 テルウェルの提案書の18ページに拠点管理図というのがあり、本部は千葉公園内に置き、施設の管理も行うとしつつ、右側に支援体制として、統括事業部が2つありますので、ここがスポーツ振興財団でいう本部のようなものにあたるのか、それは実際に管理運営をしていただけないと、どこまで機能するのか、わかりづらいところはあります。
- 委員 千葉公園内の本部というのは、具体的に何か建物があるのでしょうか。
- 事務局 管理事務所があって、他のスポーツ施設よりも若干広いので、統括責任者が兼務の状態で施設管理も行うということになると思います。
- 委員 プールも施設に入っていると思いますが、テルウェルの提案書の21ページの資格者一覧表で、プール関係の有資格者というのはどれがあたるのでしょうか。これは現

行の財団の有資格者配置と変わっているのか、変わっていないのかという点はいかがでしょうか。

○事務局 21ページの有資格者配置表の中央にある衛生管理者が、プールに必ず必要な資格者です。もう一つ管理責任者というポストがあり、それも本来は設置していただく必要があります。その管理責任者と衛生管理者がそれぞれ1人ずつ必要なので、これを見ますと、千葉公園スポーツ施設、みつわ台第2公園スポーツ施設、幸町公園水泳プール、高洲市民プール、北谷津温水プール、有吉公園スポーツ施設、古市場公園スポーツ施設には必ず必要ということになります。

置かなければならないので、必ず配置されることになります。

○委員 高洲市民プールには衛生管理者がいないのですが、これは問題ではないですか。

○事務局 宮野木スポーツセンターにはプールがないので、これは高洲市民プールと間違えたものと思われれます。

○委員 では、プール関係の有資格者では問題ないということですね。

○事務局 はい。

○会長 それでは、今の審議を踏まえて、委員の皆さんに、評価を修正する場合には修正していただきたいと思えます。

(各委員、評価を修正後、事務局で集計)

○会長 それでは、本委員会における千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター及び千葉市体育施設の指定管理予定候補者の選定結果は集計結果のとおりとし、テルウェル東日本・スポーツクラブN A Sグループを第1順位、財団法人千葉市スポーツ振興財団を第2順位の指定管理予定候補者として、それぞれ選定することいたします。

他に意見、質問等はありませんか。

○委員 先ほど、サポートレターの話がありましたが、この指定管理予定候補者が、財務的に困難に陥った場合に、履行保証、履行保険というのがありますが、そのようなものがとれるのでしょうか。よくゼネコンだと、そのような保険をとらせますよね。途中で管理ができなくなったときには、保険でカバーされるなど、そのようなものはありますか。

○事務局 管理ができなくなったときは、指定を取り消すということになります。

○委員 委託料は前払いではないですね。

○事務局 基本は市民利用施設ですので、市民の利用に支障がないようにというのが大前提で、例として会社の経営状況が懸念されるとか、管理状況があまりに杜撰で、市とし

てはこれ以上管理を続けさせられないという場合には、指定の取消し等を行いますが、次の指定管理者を選定する時間が必要になりますので、それまでは適正に管理していただくと言えないです。

○委員 次の指定管理者を選ぶのは、どのようなシステムによるのですか。

○事務局 今回と同様に、公募をして選ぶということになります。

○委員 テルウェルについては、サポートレーターというのは、実際には無理だと思います。たまたま借入れが今のところはあまりないのですが、今回のケースでも、ある意味、親会社からの保証といいますか、何らかのものがないと、本当に大丈夫ですかと思います。何らかの折衝といいますか、ヒアリングのようなものを行って、モニタリングも含めて、確認をしたほうがいいのではないかと思います。

○事務局 指定管理者と基本協定を締結するという行為があり、その段階で、指定管理委託料を支払うということ以外に、経営管理運営の適正を担保するという事で、管理業務の放棄や破産など、そのようなあらゆるリスクを想定して、違約金の条項も用意してあります。指定管理者の指定を取り消すときに、その事業年度に支払われるべき委託料の20%を違約金として市に払うという協定になっていますが、定時的なモニタリングや、経営状況のチェックも入っておりますので、突然会社が破産してしまうということがないように、モニタリングをしていきたいと考えております。

○会長 議会で議決された後の協定の中で、その点を明確にするということですが、改めて確認することをお願いします。毎月のモニタリングには努めていただくとして、そのようなことが規定上、現段階でできるかどうか、議会の議決前に可能なのか、それとも議決以降になるのでしょうか。

○委員 決まる前に、5年間有効なものがあるというのが本当はいいのですが。

○会長 委員の意見もあったので、そのようなことが規定上可能なのか、事務局で調べていただきたいと思います。

(3) 「4 議題」の「(3) 答申案について」において、次のような質疑応答等が行われた。

○委員 審査方法に関する意見は答申書に記載しないという案ですが、これは引き継がれていくのでしょうか。委員を務めていて戸惑ったのですが、最後の委託料の数字でもって、結論がほぼ決まっていくということであつたら、自分の評価は何だったのかという気持ちは感じております。あとは、いい人員を確保するために人件費をかけるという考え方もあるだろうし、いや、人件費を安くして市の負担を安くするという考え方もあつて、考えていくと非常に難しいですね。やはりそのようなものを積み重ねて、ノウハウということで、引き継いでいってほしいと思います。答申書には書かないまでも、非常に難しい問題として、検討していく必要があるのではないかと思います。あと、委員

の話で、「私はこの点を非常に評価していた」というものがありますよね。それは点数には反映されないですよね。だけど、それが何か反映されて、それをプラスした上での結論になっていると、委員としても参加してよかったという気持ちになるのではないかと思います。

○会長 本委員会の議事録としては、もちろん残っていくわけで、これは公的なものとして残っていきますけれども、今委員の話にあったように、審査方法に対する意見というよりも、指定管理者制度の本質に関わるようなことではあると思うのです。表現上の工夫が必要になるとは思いますが、市長と教育委員会に出すようにしたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 最初に、審査基準や配点割合などに関する議論があって、やはり、スポーツ施設と生涯学習センターで施設の特色というのが大分違ったもので、今後、また来年度も選定業務がありますので、それを踏まえながら検討させていただきたいと思います。

指定管理者制度については、市全体では、行政改革推進課が中心となって、業務のマニュアルなども作っており、行政改革推進課と他の局も交えて協議する場があります。行政改革推進課としても、業務を改善していくということを考えているようですので、協議の場で要望していきたいと思います。

○会長 委員の任期は2年ということですが、一つの区切りとして、今日の審議も踏まえた答申も出すわけですよね。ですから前半の審議を踏まえた上での選定委員会としての意見ということで、事務局で文章をまとめていただき、各委員から訂正等の意見をいただき、まとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。自ら決定したといっても、また次回以降決定していくわけですから、今日の議事録としては、もちろん残させていただきたいと思いますが、事務局で検討していただくということをお願いします。

○委員 この制度自体についてですが、本当はどうしたいのか、それを知りたいのですね。一体千葉市はこの施設をどのようにしたいのか、もちろん、説明はしていただいているのですが、どういうところに問題があって、どのようにしていきたいのか、ということです。教育委員会として、どの施設でどのような管理をさせていく考えか、ここはこうしたい、中長期計画としてこうしたい、というのを何か伝えていただきたいです。それは、もちろん私たちとしても知りたいし、応募する側にもわかるように、ここがポイントであるということが伝わるような形でやっていければと思います。

○委員 結局、私たちは与えられた資料を信用するしかないではないですか。最後はどうしても経費の節減で、そこがまた点が高いですよね。財団とテルウェルは、評価がほとんど同じで、最後にこちらのほうが経費が安い、高いと、そこでどうしても差をつけなければならない、それで、ここに書いてあるとおり、極端に言えばやらしてもらわなければならない、それは誰が確認しているのか、それは市が確認されているのか分からないけれど、たとえば、これは違うではないかということで首を切ることはできないのですよね。

○事務局 毎月と年1回モニタリングをやりますので、その中で指導をしていくことになります。

○委員 あまり酷ければ構わないかもしれませんが、普通だったらちょっと改善するようには言えるかも知れませんがね。だから、この資料だけで判断しているから、会社のこともよく知らないけれども、これしかないなと思います。

○会長 この答申案の修正については、事務局が今の議論を踏まえ、今日の選定結果も含めて修正した答申案を各委員にお送りして、それで必要なところの訂正の意見を出していただいて、最終的には、私が承認して本委員会の決定というような形でよろしいでしょうか。

(各委員、同意)

○会長 では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先 千葉市教育委員会事務局教育総務部総務課

TEL 043 (245) 5906

FAX 043 (245) 5990

以上を議事録として承認し、署名する。

平成 年 月 日

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会会長
